

15 食育の推進

(小・中)

－ 基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 －

2 飢餓を
ゼロに



3 すべての人に
健康と福祉を



食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。

しかし、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に、成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要である。

このことを踏まえ、学校においては、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努め、家庭や地域、関係機関と連携し、児童生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことが必要である。

ここがポイント(取組の重点)

- 食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、食生活の乱れ、肥満等に課題
- ◇ 「食育の推進」に重点

(1) 学校における食育推進体制の確立及び充実

- ① 学校長のリーダーシップの下、栄養教諭等の学校給食栄養管理者を中心に、学校の食に関する指導の全体計画①及び②を作成する。
- ② 児童生徒の発達の段階に応じ、栄養や食事のとり方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに、農漁業体験等、食に関する豊かな体験活動の充実を図める。
- ③ 学級担任等と栄養教諭等の学校給食栄養管理者との TT 授業等により、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間や各教科等における食に関する指導の充実を図る。
- ④ 学校給食等を活用した栄養指導等、個別の相談指導について、学校教育活動全体で推進するとともに、毎日朝食を食べる児童生徒の実態を把握し、食育の推進に努める。

(2) 学校給食の充実

- ① 栄養教諭等の学校給食栄養管理者を中心に学校教職員が連携して、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供するとともに、教科等と関連した献立作成や地場産物の活用促進及び地域の伝統食・行事食を提供する等、学校給食の充実を図める。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① 家庭等における望ましい食習慣を確立するため、学校給食関係機関と連携し、食品の安全、栄養の摂取等、様々な機会を通じて食に関する情報の把握及び発信に努める。
- ② 家庭や地域における児童生徒の基本的生活習慣に係る課題等について共通理解を図り課題解決に努める。
- ③ 保護者、学校医等及び関係機関と連携し、食物アレルギー、健康課題等について共通理解を図り、課題解決に努める。

■ 関連資料 ■

◎ 『第4次沖縄県食育推進計画』	沖縄県	令和5年
◎ 『食生活学習教材くわっちーさびら 改訂版』	沖縄県・沖縄県医師会	令和4年
◎ 『食に関する指導の手引 第二次改訂版』	文部科学省	平成31年
◎ 『学校給食における食物アレルギー対応の手引』	沖縄県教育委員会	平成29年
◎ 『学校給食における管理・指導の手引』	沖縄県教育委員会	平成28年

15 食育の推進

(高等学校)

－基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成－



食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。

しかし、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に、社会人の準備期にある生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の望ましい食習慣の形成や健康の保持増進に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要である。

このことを踏まえ、学校においては、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努め、家庭や関係機関等と連携し、生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことが必要である。

ここがポイント(取組の重点)

- 食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、食生活の乱れ、肥満等に課題
- ◇「食育の推進」に重点

(1) 学校における食育推進体制の確立及び食に関する指導の推進

- ① 生徒の食に係る実態の把握に努め、学校全体で情報を共有する等、生徒の学齢期終了後の望ましい食生活習慣形成を見据えた指導の工夫に努める。
- ② 食に関する指導の全体計画①及び②を作成し、学校全体で生徒の実態に応じた食に関する指導に取り組み、食育の推進に努める。
- ③ 家庭科、保健体育科、特別活動等、各教科等と関連付けた食に関する指導や部活動顧問と連携した栄養指導等に努める。
- ④ 生徒の実態に応じ、栄養や食事のとり方等について、正しい知識の啓発に努めるとともに、生徒自ら望ましい食事について判断し、実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫に努める。

(2) 家庭・関係機関との連携

- ① 家庭等における望ましい食習慣を確立するため学校の特色に応じ PTA 等と連携し、食育に関する集会等、様々な機会を通じて食に関する指導に努める。
- ② 保護者と連携し、生徒の基本的な生活習慣に係る課題などについて共通理解を図り、課題解決に努める。
- ③ 保護者、学校医等及び関係機関と連携し、食物アレルギー、健康課題などについて共通理解を図り、課題解決に努める。

■関連資料■

◎『第4次沖縄県食育推進計画』	沖縄県	令和5年
◎『食生活学習教材くわっちーさびら 改訂版』	沖縄県・沖縄県医師会	令和4年
◎『食に関する指導の手引 第二次改訂版』	文部科学省	平成31年
◎『学校給食における食物アレルギー対応の手引』	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『学校給食における管理・指導の手引』	沖縄県教育委員会	平成28年

15 食育の推進

(特別支援学校)

ー 基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 ー

2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



ここがポイント(取組の重点)

- 障害の状態や発達段階を考慮した望ましい食習慣の定着に課題
- ◇家庭や関係機関との食に関する指導の連携に重点

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。

障害のある幼児児童生徒が、将来自立し、社会参加するための基盤として、望ましい食習慣を身に付け、健康を自己管理する力や食物の安全性等を自ら判断する力などを身に付けることは極めて重要である。

このことを踏まえ、特別支援学校においては、食に関する指導について、小・中・高等学校に準じて行うとともに、生命の維持や健康状態の回復、保持、増進などの指導を展開していく必要がある。

さらに、家庭や関係機関等との連携強化に努め、将来の自立した生活に向け、望ましい食習慣を身に付けた幼児児童生徒の育成を図る必要がある。

小・中・高等学校の教育課程を履修する児童生徒は、各校種の記載内容も考慮し準用する。

なお、学校給食を取り扱わない学校における食育推進体制の確立及び食に関する指導の推進については、学校給食以外の内容で充実を図る。

(1) 学校における食育推進体制の確立及び充実

- ① 栄養教諭等の学校給食栄養管理者を中心に、学校の食に関する指導の全体計画①及び②を作成し、食に関する指導の充実を図る。
- ② 在籍する幼児児童生徒の実態(障害の状態、食べることに関する発達や経験の程度等)を的確に把握し、栄養や食事の摂り方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに体験活動の充実にも努める。
- ③ 学級担任等と栄養教諭等学校給食栄養管理者との TT 授業等により、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間や各教科等における食に関する指導の充実を図る。

(2) 学校給食の充実

- ① 栄養教諭等の学校給食栄養管理者を中心に学校教職員が連携して、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供するとともに、教科に関連した献立作成や地域の地場産物の活用促進及び地域の伝統食・行事食を提供する等、学校給食の充実にも努める。

(3) 家庭・関係機関との連携

- ① 家庭等における望ましい食習慣を確立するため、学校の特色に応じ PTA 等と連携し、食品の安全、栄養の摂取等、様々な機会を通じて食に関する指導に努める。
- ② 保護者、学校医等関係機関と連携し、食物アレルギー、特別食、健康課題などについて共通理解を図り、将来の自立や社会参加に向けた課題解決に努める。

■ 関連資料 ■

◎『第4次沖縄県食育推進計画』	沖縄県	令和5年
◎『食生活学習教材くわっちーさびら 改訂版』	沖縄県・沖縄県医師会	令和4年
◎『食に関する指導の手引 第二次改訂版』	文部科学省	平成31年
◎『学校給食における食物アレルギー対応の手引』	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『学校給食における管理・指導の手引』	沖縄県教育委員会	平成28年